下請契約書

本下請契約（以下「本契約」という）は、（　　）に主たる事務所を有する（　　）法人、（　　）（以下「ＡＡＡ」という）と、（　　）に主たる事務所を有する（　　）法人、（　　）（以下「ＢＢＢ」という）との間で（　　）年（　　）月（　　）日（以下「効力発生日」という）に締結された。

前文

ＢＢＢは、将来のＸＸＸ製品の発売 - SX30に関し、ＣＣＣと商業契約を締結している。このプロジェクトの商業条件は、ＣＣＣとＢＢＢとの間で合意済みである。当該契約の条件に基づき、ＣＣＣは、本プロジェクトのフェーズ1とフェーズ2の完了後に手を引くことができる。現在、フェーズ1の完了は、（　　）年（　　）月末の予定である。ＣＣＣおよびＢＢＢは、フェーズ1の進捗および状況を確認すると共に、本プロェクトのフェーズ2の正確な範囲を提示し、それに対する承認を得るために、（　　）年（　　）月中旬に会合を持つことになっている。

ＢＢＢとＣＣＣとの間の本プロジェクトは、次の3つのフェーズを有する。
フェーズ1：（　　）。
フェーズ2：（　　）。
フェーズ3：（　　）。

ＢＢＢは、次の3つの理由でＡＡＡを本プロジェクトに関与させることを望んでいる。
１．　本プロジェクトの開発、引渡しおよびローカルマネージメントにおける成功を確保するためにローカルパートナーを活用する。
２．　ＢＢＢとＡＡＡとの間の取引関係を促進する。
３．　本プロジェクトの成果と実績に基づき、ＢＢＢの今後の他の得意先に関する協力のために相互利益を探求する。

第１条　互恵的交換
ＢＢＢは、ＡＡＡがＢＢＢの技術および製品の用途と利点に関する知識を得て自己の職務を遂行できるようになるために必要な研修を提供する。この研修では、（　　）週間の個別研修会が（　　）回予定されている。ＢＢＢは、この研修をＡＡＡに対し無償で提供する。ＡＡＡによる当該研修への参加は、ＢＢＢに対し互恵的に無償で行われ、専門サービスにはあたらない。ＢＢＢが（　　）でのアクティビティのために現地通訳者を雇わなければならない場合、ＡＡＡは、その費用をＢＢＢと分担するものとする。ＢＢＢおよびＡＡＡは、相手方の施設に滞在中、インターネットおよび電話の相互利用を確実にする。

第２条　サービス
１．　ＢＢＢは、ＣＣＣ-ＸＸＸプロジェクトの下請業者としてのＡＡＡのサービスを受けることを望んでいる。本契約の条件は、本プロジェクトのすべてのフェーズに適用される。署名日現在、（　　）年（　　）月（　　）日頃までの内容および関連費用のみが記載されている（（　　）年（　　）月に予定されている第（　　）回研修を含む）。本プロジェクトの残りの内容および料金については、本契約の付属書類として添付する。
２．　ＡＡＡとＢＢＢが合意した業務内容は、次のとおりである。
a)　ＢＢＢが主催する（　　）回の研修会への参加。暫定的に（　　）年（　　）月（　　）日から（　　）年（　　）月（　　）日まで。第２回研修会については相互に合意すべきであるが、暫定的に（　　）年（　　）月に予定されている。これらの研修会は、（　　）で実施する。
b)　（　　）：（　　）
c)　上記の日程およびリソース予測：（　　）
d)　ＡＡＡ指定担当者
ＡＡＡは、このワークパッケージに次のスタッフを割り当てる。
(1)　（　　）：開発リーダー
(2)　（　　）：開発担当者兼ローカルプロジェクトマネージャー
e)　開発環境
ＡＡＡは、自己の評価・設計に必要とされるすべてのソフトウェアおよびハードウェアを購入、取得する責任を負う。第1回研修会の終了時に、ＢＢＢの利用可能なすべてのソフトウェアおよびツールをＡＡＡに無償で提供する。

第３条　支払い
上記に定めたＡＡＡのサービスおよび本契約に記載する他のあらゆる義務の対価として、ＡＡＡは、下記第４条に定める条件に従って支払いを受ける。

第４条　料金
ＢＢＢはＡＡＡに対し、第２条に記載する業務の対価として（　　）を支払う。この料金は、全ての税金、旅費、生活費、食費及び他の雑費を含む。
ＡＡＡは、このサービスの遂行に付随する費用に対して責任を負う。当該費用には、例として交通費、ホテル代、レンタカー代、食事代、その他の付随費用が含まれるが、これらに限定しない。
支払条件
ＡＡＡは、本契約の締結時に（　　）%をＢＢＢに請求するものとする。（　　）%は、ＡＡＡ，ＣＣＣおよびＢＢＢ間の共同フェーズ２ミーティングの成功裏の終了時に支払われる。これらの請求の支払条件は、「（　　）日払い」とする。

第５条　成果物の所有権
本契約に基づき作成される成果物は、「職務上作成する著作物」とみなされ、従って、納入物の権利、権原および利益は、ＢＢＢに帰属するものとする。

第６条　当事者の関係
ＡＡＡのＢＢＢとの関係は、独立した下請人の関係であり、従業員の関係ではない。ＡＡＡは、従業員手当を受ける資格を有さず、ＢＢＢも、ＡＡＡへの支払額から税額控除を行わない。かかる税金は、ＡＡＡの責任とする。

第７条　管理
ＡＡＡが遂行するすべてのサービスは、ＢＢＢの指名する連絡担当者の指示で管理される。いずれの当事者も、通知を与えた上で自己の連絡担当者を変更することができる。

第８条　顧客関係
ＡＡＡは、ＣＣＣとＢＢＢとの間に商売上・契約上の関係が存在していることを認める。ＡＡＡはまた、本ＸＸＸ

プロジェクトに関するすべての取引交渉はＢＢＢの責任であることを認める

第９条　秘密情報
本契約に基づき、各当事者は、秘密性および／または財産的価値を有する相手方当事者の情報（以下「秘密情報」という）を入手または他の方法で知得する場合がある。各当事者は、両当事者が（　　）年（　　）月（　　）日に署名した非開示契約（NDA）が本プロジェクトに適用されることを明示的に承諾する。

第10条　契約期間および契約解除
ＡＡＡまたはＢＢＢは、少なくとも（　　）日の書面による事前通知をもって本契約を随時解除することができる。かかる契約解除がいずれかの当事者によって実行された場合、ＢＢＢは一括契約の最初の支払いについて責任を有するものとする。

第11条　責任
ＢＢＢは、ＡＡＡの作為もしくは不作為または過失もしくは故意の違法行為の場合を除き、ＡＡＡの本契約に基づく責任限度が直接損害額を上限とし、本契約に基づきＢＢＢがＡＡＡに支払った料金の累計額を超えないことを承諾する。

第12条　通知
本契約に基づき要求されるすべての通知、要請およびその他の通信は、書面により、通知を受ける当事者に対し、冒頭記載の住所またはいずれかの当事者が書面により相手方当事者に指定する他の住所宛に料金前払いで郵送された場合に与えられたものとみなす。

第13条　準拠法
本契約の有効性、履行および解釈は、（　　）法に準拠するものとする。

第14条　修正
本契約の修正は、ＢＢＢとＡＡＡが署名した書面によるものとする。

第15条　完全なる合意
本契約は、ＣＣＣ SX30 ＸＸＸに関するコンサルティング・エンジニアリングサービスの提供に適用することを意図したものであり、当事者間の他の既存の契約の条項を変更し、またはこれに取って代わることを意図したものではない。本契約の条項と当事者間の他の契約の条項に矛盾が存在する場合、その内容がエンジニアリング・コンサルティングサービスであるときは本契約が優先され、それぞれの内容（すなわち、ソフトウェアのラシセンス供与、商業利用、メンテナンスおよびサポート）に関しては他の契約の条項が優先されるものとする。

上記の証拠として、両当事者は、以下に正式に署名する。

ＡＡＡを代表して

署名：
氏名：
役職：

ＢＢＢを代表して

署名：
氏名：
役職：